



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 223 ●
第三者行為について

◆ 交通事故など(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

65歳以上の方が交通事故など(第三者行為)により要介護状態になったり、要介護状態が重度化して介護サービスを利用する場合は、介護給付を過失割合に応じて第三者(加害者)が負担する事が原則です。

そのため、介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)が、交通事故などの第三者行為により介護保険サービスを受けた場合の届出が義務となっており、町が介護給付を一時的に立て替えたあとで、加害者へ請求することとなります。

介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険サービスを受ける場合は、届出を行ってください。

● 手続きについて

第三者行為求償の対象となる場合には、下記の書類を揃えて町へ提出してください。

1. 第三者行為による介護給付届
2. 確約書
3. 念書
4. 事故発生状況報告書
5. 交通事故証明書

※すでに医療保険で求償している場合は、提出書類が省略できる場合がありますので事前にご相談ください。

※40歳以上65歳未満の方が、交通事故が原因で介護が必要となった場合は、介護保険サービスの利用はできません。

※求償予定について示談を締結した場合、求償できない場合があります。

◆ 人生会議(アドバンス・ケア・プランニング:略称ACP)してみませんか

医療の発達により、回復が見込まれない状態で延命が可能な場合も多く、最期まで充実した人生を送るためにどうしたいかを考える方が増えています。

もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有することを「人生会議」(アドバンス・ケア・プランニング:略称ACP)といいます。

厚生労働省は、11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としています。

● なぜ、事前に考えるのか

人は誰でも、命に関わる大きな病気やケガに見舞われる可能性があります。重篤な状態になると、これからの医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えることが難しくなります。

人生会議をすることで、もしものときに、あなたの望むような医療やケアを受けられる可能性が高くなります。もしものときに備えて、信頼する人たちと人生会議をしてみませんか。

高知県でもリーフレットの作成や出前講座を実施するなど、普及・啓発に努めています。

詳細は添付のQRコードにてご確認ください。



介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116